

第十回 参議院大蔵委員会會議録第八号

昭和二十六年二月十六日(金曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○アルコール専売事業特別会計からする一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(小串清一君) これより大蔵委員会を開会いたします。

かねて御通知をいたしました議事日程について順次御審議を願います。郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案を議題といたします。

○黒田英雄君 郵政事業の法案は、もう大分御質疑もあつたようですから、質疑を終了して討論に入ることの動議を提出いたします。

○油井賢太郎君 只今の黒田委員の提案に賛成します。

○委員長(小串清一君) 黒田委員の御提案の通り、本案の質疑を終了いたしましたので、直ちに討論に入ることについて御異議ありませんか。

第六部

大蔵委員会會議録第八号

昭和二十六年二月十六日【参議院】

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。別段御意見もないようでありますから、この法案を衆議院送付の原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 総員賛成と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条により、あらかじめ御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に対する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

大矢半次郎 愛知 揆一
岡崎 眞一 黒田 英雄
小宮山常吉 小林 政夫
高橋龍太郎 油井賢太郎
松永 義雄

○委員長(小串清一君) 次は、アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

別に御意見もないようでございますが、質疑を終了いたしましたので、直ちに討論に入ることについて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

認めます。よつてこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。よつて本案は現案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第四百四条により、あらかじめ御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に対する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

大矢半次郎 愛知 揆一
岡崎 眞一 黒田 英雄
小宮山常吉 小林 政夫
高橋龍太郎 油井賢太郎
松永 義雄

○委員長(小串清一君) 次は、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

別に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。

除特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

ほかに御発言もないようでありますから、質疑は尽きたものと認めて、これより討論に入ることについて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。よつてこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。よつてこれより採決に入ります。厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、衆議院送付の本案を、原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第四百四条により、あらかじめ御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に付する多数意見者の御署名を願います。

多数意見者署名

大矢半次郎 愛知 揆一
岡崎 眞一 黒田 英雄
小宮山常吉 小林 政夫
高橋龍太郎 油井賢太郎
松永 義雄

○小林政夫君 要求している資料を出して頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 資料はそれぞれ当局のほうへ申込んでありますから御配付を申上げるようにいたします。

なお油井委員よりも資料の要求がありまして、当局に取次いでありますから御一緒に配付をいたすことにいたします。

○松永義雄君 政務次官にお願いして置きました資料なんですが、アメリカにおける朝鮮問題以後におけるアメリカの税制、その資料をお願いしたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 松永委員の御意見は大体油井委員のと同じでありまして、やはり当局に資料提出を要求しておきました。

○政府委員(西川甚五郎君) 承知いたしました。

○委員長(小串清一君) 次に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案について御審議を願います。予備審査であります。

別に御質疑がないようでありますから、この案は暫らく留保いたしましたので、日程第七の、公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の予備審査をいたします。

政府より提案理由の御説明を願います。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となりました公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律には、従来予備費及び予算の繰越に関する規定がなかつたのでありますが、今回これらに関する規定を新たに設けて、公団等の予算の執行を適正且つ円滑ならしめようとするものであります。

即ち予備費につきましては、公団等は、予見し難い予算の不足に充てるため、予備費をその予算に計上することができるとし、大蔵大臣の承認を経て使用することができるようになるようにいたそうとするものであります。

次に、予算の繰越につきましては、年度内に支出負担行為をなし、避け難い事由のため年度内に支払を終らなかつた支出予算は、大蔵大臣の承認を経て、これを翌年度に繰越して使用することができるようになり、その他余文の整理等所要の改正を行おうとするものであります。

なお予算の繰越につきましては、昭和二十五年年度の予算から適用しようとするものであります。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(小串清一君) 先刻保留をいたしました国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、関係政府委員の出席がございますから、これよりその内容について説明員より御説明を求めます。

○説明員(最上孝敬君) 今度の増資のことにつきましては、後ほど大蔵当局からお話があると思いますが、それに先立ちまして、公庫の最近の仕事の状況につきまして極く概略一つ説明させていただきます。

幸いに各方面の御配慮によりまして、増資に次ぐに増資を以ていたしまして、今年度におきましてもどうやら需要を満して行けるという状態になっております。大体極く大ざっぱに見ますと、本年の申込が、全国におきまして一月末までに百十億ほどになつております。それに対して貸付を終りましてのが丁度三十億ほどであつたわけでありまして、三割までは参りません、二割そこそこというところになつております。月によりまして申込の状況もいろいろ変りますし、私どもの貸付け得る能力もそのとき々の資金の状況でいろいろ違つておりますが、大体申込は、最近のところ月に十億を割つておりません。十二月のごときは十三億七千万というふうな申込がありまして、尤もこの申込と申ししても、窓口でいろいろお話して最近の資金の状況からむずかしいというふうなことを申し上げますと、引込めるかたがありまして、本当の申込になりました額は、これより更に上るのでございますが、終局的に、それでも何とかして欲しいというところでやんとした申込書を出されるのが、こうした十億になるのであります。これに對しまして私どものほうで回収金とそれから新しい資金によりましてお貸付けのできますのが、普通二億から三億であります。この十

月のごときは七億ほど出ております。これは前々から溜つておりましたのを貸出したわけでありまして、実際の状況から申しますともう少しお出しをしたいのであります。お申込になるかたは、皆是非自分たちこそ借りられる資格があるというふうな自信を以ておいでになるのですが、私どもから見ますと、まあ大体お申込になつたうちの四割見当が何とかお貸しができるのではないかと思ふのですが、実情はなかなかそこまで行きませんで、その中で特に堅切な面に対して更に厳選しまして二割そこそこというふうな金額をお出ししておるわけですね。全国に、最近だん／＼と店を作りまして、本年度におきまして十カ所増設を全部完了いたしました。現在本所のほかに二十九の支所がございまして、三十カ所です仕事をいたしております。このほかに代理店を信用組合なり無尽会社にお願ひしましてやつておりますのが、最近で四百四十カ所には達しております。ただ店ができましたとしてもその方面に十分資金を流すことができないのが今の悩みでありまして、全国的にどうやら店を整備できた状態になつております。

なお府県で以て各府県一カ所是非支所が欲しいという御要望が非常に多うございまして、ぼつ／＼とその御要求に応じて行けるような状態になつております。大体ここ二年もたてば全国に支所が行渡るようになるのではないかとと思ひます。

もう一つ、この回収の状況について申し上げますと、これは大体無担保で而もフリーのお客さんに対して今までと同じような行き方ではないお客

さんにお貸付をするので、非常に悪いのじやないかという点を多くのかたが持つておられるのですが、私どものほうで相当厳選いたしましてお貸付しまして、それから時期になりますとお督促をする、この方法をよくやりま

する、という意外に成績はいいのであります。大体本当に駄目だと思われるようなものはもう非常に少いのであります。相当むずかしいと思われるものがまあ一割以内にとどまる状態だと思ひます。それもお手を尽せば回収が必ずしも困難ではないと思われるのであります。

○小林政夫君 何%ですか。

○説明員(最上孝敬君) 一%以内でございまして。○八最近だん／＼上つて参ります。まだ一%越えないのでございまして。

それからもう一つ、私どものやつております仕事として、今申し上げましたのは普通の貸付でございますが、このほか更生資金というのを、引揚者のかたを主としたしまして、それから生活困窮者、罹災者、そういうかたにお出ししているのがございまして、これが大体年間、本年度でも八億近くも出してあります。これも回収金と新らしい資金を厚生省から五億ほど拝借しまして、それでやつております。このほうはもと／＼多少のロスを覚悟してやるものでございまして、回収成績はそれほどよくはございせん。がそれでも最初に処分いたしました……丁度本年で五年ぐらひになります、初期に出しましたのは非常に悪いので、最近だん／＼回復いたしました。初期のと最近のと平均いたしました、大体半ばが還つて来ております。

極くざつと最近の状況を御説明申し上げます。

○小林政夫君 今の貸付の用途、資金の種類、それから回収の状況、件数、そういう状態がわかる資料を成るべく用途別に詳しくお願ひしたいと思ひます。

○油井賢太郎君 最近大蔵省は日銀当局が金利の引上げを図るということを盛んに言つておるのでありますが、国民金融公庫関係でも、やはり金融の金利というものは引上げをするのであります。

○説明員(飯田良一君) 国民金融公庫の現在のいわゆる小口の生産資金の金利は、年一割二分というところになつております。この一割二分と申しますのは、公庫の対象とする生産資金の貸出という目的から行きてまして、もつと引下げるべきが本来ではないかと思ひますが、最近までの推移によりましては、公庫自体の資金量の余りが多くない、その他の事情からいたしまして、一割二分で参つたわけでありまして、併し明年度におきましては、公庫の資金量も相当増加いたします関係で、公庫自体の収支のバランスもやや従来の金利以下に引下げて保ち得るという見通しはつくに至つておるのであります。従ひまして予算に計上いたしました根拠といたしましては、一割を若干下廻る数字を計上しておるわけでありまして、従ひまして大勢といたしましては、むしろ引下げたいという希望を持つておるわけでありまして、ただ一方公庫の人員の点その他を考へますと、はんばの九分何厘というふうな数字は事務処理上極めて能率を阻害するといふような点がありまして、実施時

うしませんと、最初に提案をしたときと事情が非常に変わつておりますから、予算でさえ思い切つてこの際編成等をしなければ私はおかしいと思うのですが、それと無論根本の事情は同じであらうと思うのです。それで二割程度の何ですか、貸付能力といひますか、今後の物価事情を考えますと、二割程度じやなくなつてくるのです。もつと物価騰貴によつて資金需要が相当、運転資金でも設備資金でも非常に多くなつて来ると思うのです。そこでこの程度ではとても足りない。今まででさえ足りないのに、更に新しいことが起つて来ましたら足りないと思うのです、思い切つてこれを増額する、こういう意向はないのですか。

○政府委員(西川甚五郎君) 実はこの二十億というやつは、昨年の秋の数字でございます。それで木村委員のおつしやる通り今後若しもと申しますが、需要が増加いたしました場合には、丁度二十五年度の補正予算で十五億組んでおりますので、そういうような様子でやはり増額をする必要があるということとは認めております。その点は御了承を願ひたいと思ひます。

○木村義八郎君 それに関連しまして情勢が非常に変化したとき、公庫の資金源を急速に調達するという場合、しよつちゅう政府が国会の承認を得て予算に組まなければ資金源を得られないというので、弾力性がありませんか、前によくしよつちゅう問題になりましたが、預金部からの借入、そういう途を開くとか、或いは又国民金融債券ですか、そういうものでも発行できる余地を与えて置く、こういう考えはないんですか。

○説明員(飯田良一君) 公庫の出資が全部政府出資に仰ぐという関係から機動性に欠けるところがあるという点は御指摘の通りかと思ひます。その点につきまして従来から痛感しておりましたのでありますが、近くお願いすることになると思ひますが、住宅金融公庫を含めまして二つの公庫の会計の制度を根本的に改めまして、予算は経費面だけの予算といたしまして、いわばその資金の運用といひますか、貸付に相当する部分というその資金そのものに関するしましては、予算から外すという制度にいたしたいと思ひまして目下準備中でございます。現在お手許にありますが予算案もその方式によつて組まれておるわけでありまして。そういたしますと結果、政府出資ということになりますとその関係から予算を伴うわけでありまして、それ以外の手段、例えば預金部借入というような問題を実現する上におきましては、国会の開会時期でない場合でも必要に応じてできるという仕組に制度上はいたす考えで取運んでおるわけでありまして。

なお国民金融債券についての御質問があつたのでありますが、私どももいたしまして、この発行問題について慎重に検討いたしておりましたのであります。国民金融公庫が債券を発行するということは、結局市中公募その他を予想することになるわけですが、公庫の性質上債券の利率等は極めて低いことを要求されるわけでありまして、消化その他の点からかなり困難を予想せられるという面もありまして、結局発行しても預金部資金の引受というふうなことに待つというに帰着するのではないかと存するわけであり

ます。そうなりますと、あえて債券の発行ということを持たずして、預金部借入ということに十分なることになるのではないかと存するわけでありまして、現在のところ、債券発行という制度を新たに設けることについては考えておりません。

○木村義八郎君 非常によくわかりましたが、そういう法律案は年度の国会にでもお出しになるつもりでございますか。

○説明員(飯田良一君) 先ほど申し上げました公庫の会計制度にからむ改正の法律案は、今国会に提出いたす準備をいたしております。

○木村義八郎君 それで実際問題として、その結果、これは実際問題ですが、資金調達に相当余裕が出て来る、こういうふうな解釈してよろしいと思ひますか。

○説明員(飯田良一君) 先ほど政府委員からお答えがありました通り、公庫の資金計画といたしまして変更を要する等の場合に、機動的に借入制度を活用するということになる場合が予想せられるわけでありまして。現在のところ、二十億の政府出資の追加及び回収金の回収によりまして、二十六年年度の資金需要の目標であります申込額の四〇%という額はカバーできるという見通しでございますので、現在の情勢におきましては、借入に待たずしてやつて行けるものと存じております。

○木村義八郎君 そうしますと、折角そういう制度を設けて資金源に弾力性ををつけながら、今のお話では、実際に資金源の枠が拡大されないのではないかと存するのですが、さつきの物価事情等それから現在でさえそれが非常に需

要に対して僅かなんです。それが二割が四割くらいになると言われても、物価事情を考えますと私はそれは行かなくなると思うのです。ですから實際にはもつと枠が拡大されなければならぬのですが、これは議論になつて来ますから……、相当やはり今後の物価事情も考へて、今までの、昨年末の物価事情等を考へた枠でこれから考へるようなことでは実用にならなくなると思ふのです。この点は経済情勢の変化ということとを相当はつきり認識されたいと思ふのです。その点についてちよつと御意見を伺つて置きたいと思ひます。

○説明員(飯田良一君) 政府出資の二十億を算定いたしました場合の根拠を御説明したいと存じます。先ほど公庫側から申し上げましたが、最近の情勢におきまして、月平均大体十一億の申込があるという統計になつておるのであります。この趨勢は今後も続くと思ふのであります。ただ最近の申込の趨勢によりまして、平均十一億と申しますのは、公庫本来の生業資金の枠をやや逸脱して、いわば一般の中小金融で賄うべき資金需要といふものが自然的に織込まれて来るといふ傾向も窺われるのであります。一般の中小企業につきましては、不十分ながら信用保証制度、商工中金の債券発行等によりまして相当その途を開けて参つたわけでありまして、生業資金本来の性質以外のかような申込といふものは、むしろそちらのほうで資金の供給をなすべきであるといふことになりまして、十一億は実はもう少し下廻る数字で抑えるべきかと存しておるわけでありまして。

併しながら潜在的な資金需要等を加味いたしました、一応現在までの平均の十一億をとりまして、年間約百三十億程度の申込を予想いたしましたわけでありまして、そのうち従来の経験から適格性のある申込といふものが四〇%と抑えまして約五十億という予想が立つわけでありまして。一方公庫の二十六年度中における資金の回収、即ち既往の貸出の回収といふものが約三十億見込まれるのであります。その結果差額の足りない分の二十億というものは新規の政府資金による、こういう計算をいたしたのであります。従いまして現在の情勢では殆んど公庫が貸そうと思つて貸出し得ない金といふものは、今度の資金手当によつて解消するのではないかという見通しでございます。

○木村義八郎君 只今御説明伺ひましたが、今の御説明は、そういう資金計画を作りましてから、作つた手前そういう御説明をしなければならぬのではないかと思ひますが、我々中小企業者から聞いていますところでは、非常に事情が違ひますので、事実上の認識については又意見が違ひますから、この点はこの程度にして置きます。もう一つ伺ひたいことは、我々中小企業者から聞きますと、公庫の役員が一般公務員並の待遇によつて旅費とかその他非常に制約されるので、いろいろ申込があつても地方の調査とか何か迅速に行かないので、それでそういうことも貸付の場合いろいろの支障になる、こういうことを聞いています。が、この公庫の役員は、これは前は恩給金庫或いは庶民金庫のときには別枠になつておつたやに聞いていますので

すが、そういう点についてもつと改善される考えはないか。そういうことも研究されているか。而も我々常識で考へて、公庫の総裁と輸出銀行の総裁の俸給を考へても、余り違い過ぎます。片方は二十人くらい、人数で百二十万円で、ところが公庫は二百人くらい、それで待遇が六十万円ですか、そういうようなところが非常にどうも不均衡のようだと思うのです。それで輸出銀行あたりのビジネスといつたら大したこと、大したことというのは当らないかも知れませんが、零細な金融を扱う国民金融公庫のあつた仕事のものだと思ふ。そういうことを考へても余り違い過ぎますね。そういうような点からも公庫の金融をもつと円滑にさせるということも考へて見る必要があるのじゃないかと思ふのです。この点についての御意見はどうですか。

○政府委員(西川甚五郎君) 公庫の職員は御承知と思いますが、一般の官公吏よりも前の関係で、割だけ多い俸給をとつております。今おつしやいます旅費とかいう問題については、もう一度検討いたしまして御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ひます。事實は一割だけ高いのでございます。

○木村義八郎君 要はそういう面からやはり支障を来たさないように、そういう点を伺つてゐるわけです。私の質問はこの程度で……

○油井賢太郎君 二十五年、二十六年の予定損益計算を見るとはつきりわかるのですが、さつき私が冒頭において、今年金利を引上げるか引上げないかということをおつたのですが、二十五年は、大体貸借対照表を見る

と六十億の貸出しになつてゐるので、す。けれども二十六年は二十億増で八十億になつてゐる。それに対して収入利子の面においては大体倍近く収入になつてゐる。そうすると同じ利子、或いは引下げて行くような傾向がある場合に、こういう数字は出て来ないことになるのです。そこでやはり一般趨勢に従つて利子を引上げる目途があるのじゃないかと、そういうふうには見たのですが、その数字的な説明をちよつとやつて頂きたい。

○説明員(最上孝敬君) 先ほど申上げましたように私細かい計算の基礎は今手許にございせんので申上げかねますが、確かにこの場合は九分六厘で計算してあります。九分六厘で若干入つて来ないことを予想いたしまして、九分で計算してあります。以前は一割二分を割で計算してあります。その点は間違ひございません。

○油井賢太郎君 これはあとでよく数字を検討して別に資料を出して頂きたいと思ふのですが、あなたがたのほうで出された国民金融公庫の予定損益計算書、二十五年、二十六年を比べるとはつきりわかるのです。例えば普通小口の貸付利子というものが、二十五年は一億三千四百万円になつてゐて、二十六年では倍以上の二億七千万円になつてゐる。貸付金額が倍になつてゐるかと、僅かに三割増しかつてゐない。そこではつきりわかるのですが、只今の説明では二十五年より二十六年のほうが却つて利子が安くなつて行くという御説明なんです。この点はこれは矛盾すると思ふのです。この点はこの次まで保留して置きます。

もう一つ伺つて置きたいのは、地域的にどういふふうな状態になつてゐるか、これも資料を一つお出しになつて頂きたい。

○小林政夫君 今の資料要求と前の私の資料要求と一緒にしてもらいたい。地域別と用途別、それと申込のほうもそういうふうにしてもらいたい。

○委員長(小串清一君) それでは資料をお出し願ひます。

○大矢半次郎君 先ほど公庫の事業収入及び事業支出は、予算外にするように、これは法律案を提出する予定になつてゐるということでありまして、それはなお借入とか預金もやり得るようになりまして、こういうお話でございますか。

○説明員(飯田良一君) 現在の国民金融公庫法で政府からの、政府即ち一般会計その他預金部を含めまして、政府からの借入金金をなすことができるという根拠は国民金融公庫法自体においてございまして、ただ先ほど御質問に關連して申上げましたように機動的に欠ける点があると申しますのは、予算で定めなければならぬということになつてゐまして、その予算が国会の御審議を仰ぐ関係で、開会中でなければできないということになつてゐまして、その点は今回改めるつもりでございます。ただ借入をなすことを得という条項自体は、現在も現行法にございまして。

○大矢半次郎君 そうしますと先ほどからレートのことが大分問題になつておりますが、政府出資による場合と政府からの借入による場合でコストの計算はどういふふうになりますか。

○説明員(飯田良一君) 政府出資の場合、申すまでもなく借入金があれば国庫に納付するという最後の何を見るわけでありまして、元來が経済的には無利息と考へてよろしいかと思ひます。又一般会計からの借入ということになりまして同様であります。預金部借入といふときには、公債と地方債との間程度におきまして、例えば六分とか六分五厘という利率の負担がかかつて来るわけでありまして。

○大矢半次郎君 そうしますと、この事業収入及び事業支出を予算外にするという法律が仮に成立いたしましたとしても、金庫の経理の状況からいたしまして、政府借入によつて貸出しをして行くということは当分望めない、こう考へてよろしいのでありますか。

○説明員(飯田良一君) 目下法案はなお準備中でございます。確定的には申上げられませんが、借入金に伴う利子負担といふものは、当然弾力条項的に枠外にして行きたいと思ひております。

○大矢半次郎君 私のお尋ねに對しまして飯田課長からこの借入金の利息は枠外にするというお話でありました。が、枠外にするだけでは解決しない。政府出資ならば無利息でコストが安くなります。借入金で相当利払いをするようにになるとコストが高くなる。従つて現在でも貸出のレートが非常に高いのに、なおそれを高くすると実行はできないことになるのではなからうか。その点どうお考へになるかということをお伺ひします。

○説明員(飯田良一君) 政府出資の新規の二十億を加へまして、公庫の資金は相当充実するわけでありまして。従つて廻転する分量というものは増して来るわけでありまして、そこに新規に更に借入金による資金が追加されるわけでありまして、この資金の総額は殖えて、それに対して伴う経費と申しますのは、公庫の職員その他若干の増は仮にあるといたしまして、比例は決していたさないわけでありまして。従つて人員費、事務費等の経費は、仮に借入金が一億なり二十億になつた場合にも、従来の経費率に依つて増えないと考へるわけでありまして。即ち主として増すのは預金部に対する借入金の利子負担程度であります。この利子負担は、先ほど申上げた程度でありますということになりますと、決して公庫全体の収支に悪影響を及ぼすようなことにはなつておりません。

○大矢半次郎君 そういたしますと、先ほどから木村委員のお尋ねになつてゐる点は、大体将来の予想に属することでありまして、若しも木村委員のいう通り将来の需要が多くなつても、借入の方法によつて適当に賄つて行けると、こう見て差支えないのであります。

○説明員(飯田良一君) その途は十分に開けると思ひます。

○委員長(小串清一君) 如何でございますか。本日はこの程度で質疑をやめまして、そして次回に譲らうと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それではこれを以て散会といたします。

午後三時三十八分散会

出席者は左の通り。

委員長

小串 清一君

理事

大矢半次郎君

委員

愛知 揆一君

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

松永 義雄君

小宮山常吉君

小林 政夫君

高橋龍太郎君

油井賢太郎君

木村囂八郎君

政府委員

大蔵政務次官

西川甚五郎君

大蔵省主計
局法規課長

佐藤 一郎君

事務局側

常任委員会
専門員

木村常次郎君

常任委員会
専門員

小田 正義君

説明員

大蔵省銀行局
特殊金融課長

飯田 良一君

国民金融
公庫理事

最上 孝敬君